

会 費 に つ い て

北九州商工会議所

□会費金額

- ・ 裏面の会費基準表により定める
- ・ 会費の負担口数は毎年1月1日現在において法人にあっては資本金額、団体にあっては構成員数、個人にあっては従業員数を基準として定める。
但し、従業員数については雇用保険の被保険者数を従業員数とみなす。
- ・ 10月1日以降に加入した会員のその年度の会費は、基準会費の1／2とする。
- ・ 議員・役員の特別会費の年額については、表3、4（裏面）による。
- ・ 任期途中で議員・役員に就任した者のその年度の特別会費の額は、残任期間に応じて月割りとする。

※会費基準表の④組合・団体等とは以下のものをいう

- ①協同組合②信用金庫③労働金庫④公社⑤経済関係団体⑥医療法人⑦社会福祉法人⑧弁護士法人
- ⑨監査法人⑩司法書士法人⑪税理士法人⑫行政書士法人⑬弁理士法人
- ⑭産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
- ⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
- ⑯地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
- ⑰地域経済の振興等に資する中間法人
- ⑱まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
- ⑲観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人

□会費納期

- ・ 基準会費の納期は毎年4月とする。
- ・ 事業年度の中途に入会するものの納期はその年度に限り入会のとくとする。
- ・ 議員・役員の特別会費は就任した日から1か月以内に納入するものとし、以後毎年同時期に納入するものとする。

□納入方法

- ・ 会費はその年額を一括納入するものとする。

※ 既納会費は、いかなる事由がある場合においても返戻されません

会費基準表

1. 資本金による基準会費

①法人会員：本店

資本金	口数	会費額
300万円未満	1口以上	15,000円
300万円以上	2口以上	30,000円
1,000万円以上	3口以上	45,000円
3,000万円以上	5口以上	75,000円
5,000万円以上	8口以上	120,000円
1億円以上	10口以上	150,000円
5億円以上	15口以上	225,000円
10億円以上	20口以上	300,000円
30億円以上	30口以上	450,000円
50億円以上	40口以上	600,000円
100億円以上	50口以上	750,000円

②法人会員：支店・工場等

資本金	口数	会費額
3,000万円未満	1口以上	15,000円
3,000万円以上	2口以上	30,000円
5,000万円以上	3口以上	45,000円
1億円以上	4口以上	60,000円
10億円以上	8口以上	120,000円
100億円以上	10口以上	150,000円
300億円以上	15口以上	225,000円
500億円以上	20口以上	300,000円
※この区分は支店、工場、支社等を含みます。		

③法人会員：営業所等

資本金	口数	会費額
5,000万円未満	1口以上	15,000円
5,000万円以上	2口以上	30,000円
5億円以上	3口以上	45,000円
50億円以上	5口以上	75,000円
100億円以上	8口以上	120,000円
500億円以上	10口以上	150,000円
※この区分は営業所、出張所等で支店、工場、支社の区分以外のものとします。		

④組合・団体等

構成員	口数	会費額
20人未満	2口以上	30,000円
20人以上	3口以上	45,000円
50人以上	5口以上	75,000円

⑤個人

従業員	口数	会費額
10人未満	1口以上	10,000円
10人以上	2口以上	20,000円
20人以上	3口以上	30,000円

2. 主たる事業所以外の基準口数

区 分		口数	会費額
法人	主たる事業所が別表1により、4口以上を負担する場合	2口以上	30,000円
	上記以外の事業所の場合	1口以上	15,000円
個人		1口以上	10,000円

3. 議員特別会費

区 分	会費負担額
1号議員	240,000円
2号議員	360,000円
3号議員	480,000円

4. 役員特別会費

区 分	会費負担額
会 頭	750,000円
副 会 頭	300,000円
常 議 員	120,000円
監 事	240,000円